

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2. 目標と取組内容

目標1 産前産後休暇や育児休業等をスムーズに取得できるよう制度の周知を図る。

取組内容 令和6年4月～ 出産を予定する職員や配偶者が出産を予定する職員に対して、出産・育児に関して利用できる財団の制度及び給付金など行政の諸制度について個別説明を実施する。

目標2 年次有給休暇取得率の全体平均を70%とする。

取組内容 令和6年4月～ ① 個人別の年次有給休暇の取得率の確認を行う。
② 毎月の管理職会議において、年次有給休暇の取得実績を報告し、取得の促進と周知を継続的に行う。

【女性の活躍に関する情報公表（令和6年3月現在）】

労働者に占める女性労働者の割合

(正職員)	48.7%
(嘱託等職員)	66.6%
(パート職員)	75.0%
(全体平均)	65.1%

年次有給休暇取得率

(正職員)	69.7%
(嘱託職員等)	69.3%
(パート職員)	36.9%
(全体平均)	65.4%